

2025.9.2 幼児保育 zoom 研修で交えた内容

復習用

認可保育園顧問管理栄養士保育士 大学講師 一般社団法人保育栄養安全衛生協会・栄養セントラル学院講師・特定非営利活動法人ちゅーりっぷの心講師

講師 五十嵐

東京都保育士等キャリアアップ研修で取り扱う**幼児教育の科目**においても「障害児」の表現が出てくる場合があります。キャリアアップ研修ガイドラインにのっとり、ここではあえて「障害児」と漢字を用いています。

東京都保育士等キャリアアップ研修では、特定非営利活動法人ちゅーりっぷの心・一般社団法人保育栄養安全衛生協会どちらも、全 15 時間の研修となっております。そのうちオンデマンド動画 11 時間、リアル研修 4 時間とに分けて学びを進めます。皆様保育の現場で少しでも活かしていける最新の情報と基本的な考え方等について「現場のリーダーの目線を持ち」保育の社会的動向課題保護者が抱えている不安などを含めた広い視野で少しでも見て行くことを致しましょう。

研修メモ

就学時健診 秋～11 月(もっと遅い自治体も…)

就学時検診(就学時健康診断)は、小学校入学を控えた子どもたちに対して行われる重要な健康診断です。

目的は、子どもの心身の状態を把握し、必要に応じて支援や就学相談につなげることです。

実施の概要

- **対象**：翌年度に小学校入学予定の子ども（通常は年長児）
- **時期**：10 月～11 月頃（自治体によって異なる）
- **場所**：入学予定の小学校など
- **通知**：自治体から「就学時健康診断通知書」が届く

保護者の準備ポイント

- **持ち物**：母子手帳、通知書、筆記用具、上履き（親子分）など
- **服装**：子どもは脱ぎ着しやすい服（ワンピースは避ける）
- **心構え**：検査内容を事前に子どもに説明し、不安を和らげる

検診で「引っかかる」とは？

- 視力や聴力、虫歯、発達面などで追加の検査や支援が必要と判断されること
- 必要に応じて「ことばの教室」や「支援学級」「就学相談」などにつながるケースもあります

子どもの発達や支援の必要度等について、園で事前に保護者面談などを通して、園での子供の様子をお話しておく機会を設けられるとよいです。

MEMO

言語理解・表現・数概念・記憶・情緒などの簡易チェック

プレパレーション（プリパレーション）とは、
特に小児医療や保育・教育現場で使われる言葉で、子どもがこれから経験する医療行為や新しい環境に対して、心理的な準備を整える支援プロセスを指します。

プリパレーションの目的

- ・ 子どもが不安や恐怖を感じることなく、前向きに医療や新しい体験に臨めるようにする
- ・ 子どもの理解力や発達段階に応じて、わかりやすく説明する
- ・ 子ども自身が「納得して参加する」経験を通じて、自己肯定感や対処力を育む

プリパレーションは医療だけでなく、以下のような場面でも活用できます：

- ・ 避難訓練前の説明：災害時の行動を絵本やロールプレイで事前に体験
- ・ 就学時検診前の準備：検診内容を子どもにわかりやすく伝え、不安を軽減
- ・ 新しい環境への移行：保育園から小学校へのステップを段階的に説明・体験

プリパレーションは、子どもの「権利」と「力」を尊重するアプローチです

💬 3. 心理的な準備（プリパレーション）

- ・ 学校ってどんなところ？を絵本やロールプレイで伝える
- ・ 「先生」「授業」「給食」「友達」などの言葉を日常会話に取り入れる
- ・ 不安や期待を言葉にする機会をつくる（例：「楽しみなことある？」「ちょっと心配なことある？」）

🧸 安心感の土台づくりが、入学後の適応力につながります。

🏠 4. 行政・学校との手続き

- ・ 就学通知書の確認
- ・ 就学時健康診断の受診
- ・ 入学説明会への参加
- ・ 学童保育の申し込み（必要な場合）

📅 スケジュール管理が意外と大事。自治体の案内を早めに園でもチェックしておきましょう。

障害児支援や保護者との連携を意識されている場合は、以下も重要です：

- ・ 通級指導教室や支援学級の情報収集

- ・ 保護者とのプリパレーション共有（説明資料や面談）
- ・ 個別の配慮事項（医療的ケア、アレルギー、発達特性など）の事前相談

****チック症(チック障害)****は、幼児期～学童期にかけてよく見られる神経発達の症状で、本人の意思とは関係なく、体の一部が動いたり声を発したりする「突発的な癖」のようなものです。

就学に向けての不安は保護者だけではない

子どもにも…

 幼児期に見られるチックの特徴

- ・ 発症年齢：4～6 歳頃に多く、男児にやや多い傾向（男女比は約 3:1）
- ・ 症状の種類：
- ・ 運動性チック：まばたき、首振り、肩すくめ、顔をしかめるなど
- ・ 音声チック：咳払い、鼻を鳴らす、「アッ」「ウッ」などの声を出す
- ・ 出やすい場面：リラックスしているとき（自宅など）、緊張や疲労時に悪化することも

 対応と家庭での関わり方

- ・ 叱らない・注意しない：本人の意思で止められないため、注意すると逆に悪化することがあります
- ・ リラックスできる環境づくり：ストレスや緊張が症状を強めるため、安心できる日常が大切
- ・ 気にしすぎない：周囲が過度に反応すると、子どもが自分を責めてしまうことも
- ・ 症状が強い・長引く場合：小児科や発達外来で相談を。必要に応じて行動療法や薬物療法が検討されます

 原因について

- ・ 遺伝的要因や神経伝達物質（ドーパミンなど）の不均衡が関与していると考えられています
- ・ 育て方や性格が原因ではありません。これは非常に重要な理解ポイントです。

保育・教育現場で子どもの発達支援にかかわる保育者にとって、チック症は「見守る力」が問われるテーマです。

保育園・幼稚園からの引き継ぎ支援を園としてどのようにしていくか、現代事情に照らして整理しておきましょう。

MEMO

自己肯定感 適応力

チック症（チックしょうがい） 4～6 歳

本人の意思とは関係なく

小学校に進級したときに、不安なく移行できるよう、在園時から小学校就学を視野に入れた支援や保育をしていく

学校教育法

基本的生活習慣 ⇔ 自立・社会性の発達時期

協調 ルール

単語～二語文、非言語コミュニケーション中心

⇔会話・表現力発達 説明感情表現の可能

あそび

感覚・並行⇔ごっこあそび、協同あそび、ルールあそび

感情面

自己中心的な感情のコントロール未熟

⇔他社との関係性を意識しはじめる

安全に小学校生活ができるよう「事前」準備

おやつバイキング

小学校就学を機に、支援の補助輪がいきに減る

給食喫食時間 10分？

情報を分解して園で保有することの大切さ

ぞうきんあそび

幼児期の運動指針 3～6 歳

「運動習慣」 60分以上楽しく体を動かす時間を確保する

あそびを中心とした多様な動き 走る跳ぶ転がるぶら下がる

目的：体力運動能力の向上だけでなく、

心の育ち社会性創造性の発達も促進

身体的発達・精神的発達・社会的発達そして

認知的発達：状況判断、予測、創造力、集中力

3歳～4歳 基本動作

4～5歳 用具操作を含む動き

5～6歳 動きの組み合わせ cf:ボールをつきながら走る

グループワーク

幼児期のあそびについて

発達や興味関心等を考え

どのような遊びを計画して取り組んでいるか

追視力 空間認知

目を酷使

近視

運動機能の低下 下し（足）とくに

股関節 膝 運動調整能力

幼児の貧困の最新データと実態（2025 年）

● 子ども家庭庁「令和 7 年版こども白書」

2025 年 6 月に閣議決定された「令和 7 年版こども白書」では、幼児を含む子どもの貧困に関する状況と政策の実施状況が詳細に報告されています。

貧困の連鎖防止に向けた学習支援

- 子ども家庭センターを中核とした包括的・継続的な支援体制の整備
- 食支援・生活支援の強化（例：子ども食堂、フードバンク）

白書では、幼児期の貧困が教育機会の格差や健康面でのリスクに直結することが強調されており、自治体や NPO との連携による支援体制の強化が進められています。

[令和 7 年版こども白書（子ども家庭庁）](#)

● セーブ・ザ・チルドレン「2025 年 食と生活の実態調査報告書」

この報告書では、経済的困難を抱える子育て世帯（特に幼児を含む家庭）における食生活の変化が明らかにされています。

- 物価上昇の影響で 88.9%の家庭が食事の質・量に影響を受けた
- 生活全般への影響も 83.6%に及ぶ
- 支援を受けた家庭の声として「子ども食堂がなければ乗り切れなかった」などの事例が紹介

[2025 年 食と生活の実態調査報告書（PDF）](#)

✦ まとめと今後の展望

- 幼児の貧困は、教育・健康・社会的孤立など多方面に影響を及ぼす深刻な課題です。
- 国の政策（こども家庭庁）と民間支援（NPO・地域活動）が連携し、包括的な支援体制が整備されつつあります。

「ファミリーサポート事業」等社会資源にどのようにつなげていくかが大事です
ファミリー・サポート・センター事業（ファミサポ）は、保育園に通う幼児の保護者にとって、柔軟で地域密着型の子育て支援サービスです。2025 年現在、全国の自治体で展開されており、保育園児の家庭でも幅広く利用されています。

[グループワーク]

幼児教育の視点で、「保護者と連携をとりながら」家庭支援等も含め、保育を行っていくことが必要不可欠ですが、そのためにはどのような保育園の環境・雰囲気があるとよいでしょうか 幼児を持つ保護者に対して関わっている事例を挙げながら、幼児をもつ保護者支援に必要な視点を皆さんで話し合ってみましょう

📱 保育園保護者のスマートフォン保有率（2025 年）

2025 年 6 月に実施された民間調査（ベネッセ教育総合研究所など）によると、以下のような実態が明らかになっています

● 保育園児（1 歳～6 歳）の保護者によるスマートフォン利用状況

- スマートフォンを育児目的で週 5 日以上利用している保護者の割合：
 - 1 歳～6 歳児の保護者：17.8%
 - 7 歳～9 歳児の保護者：31.8%

このデータは、保育園に通う年齢層（1 歳～6 歳）に該当するため、約 18%の保護者が育児目的でスマートフォンを日常的に活用していることになります。

🔍 背景と傾向

● 保有率の高さの背景

- 共働き家庭の増加
- 知育アプリや動画コンテンツの普及
- 保育園との連絡手段（連絡帳アプリなど）のデジタル化

● 保護者の意識

- 「スマホを適切に使うため、家庭でルール作りを進めたい」との回答が多数
- 利用時間や内容を管理している家庭は 9 割以上にのぼる

保育現場での対応と課題

- スクリーン依存や長時間利用による影響（睡眠・発達・精神面など）が懸念されており、保育士や支援者による啓発活動が進められています
- 保育園では、保護者とのコミュニケーションを通じて、スマホ利用の「質」や「目的」に注目した支援が求められています。

まとめ

年齢層	スマホ育児利用率（週5日以上）
1～6 歳（保育園児）	17.8%
7～9 歳（小学校低学年）	31.8%

この数字は「育児目的での利用」に限定したものであり、スマートフォンの保有率自体はほぼ 100%に近いと推測されます。

データは総務省の「令和7年度版情報通信白書」や NTTdocomo モバイル社会研究所の調査では 30～40 代のスマホ保有率は既に 98～99%以上に達しています

◎グループワークで発表されていた内容に伴い… 以下

保育園で保護者に「具体的に」伝えるには、**わかりやすさ・共感・可視化**がカギです。専門用語や抽象的な表現ではなく、保護者が「自分の子どもに関係している」と実感できるような伝え方が効果的です。以下に、実践しやすい方法を紹介します。

具体的に伝えるための 4 つの工夫

1. 簡単な言葉に言い換える

- 「基本的生活習慣」→「食事・睡眠・トイレ・着替え・清潔のことです」
- 「非認知能力」→「がんばる気持ちや友だちと仲良くする力のことです」
- 保護者が日常で使う言葉に置き換えることで、理解度がアップします

2. エピソードで伝える

- 「今日は〇〇ちゃんが自分で靴を履こうとしていました。時間はかかったけど、最後までやりきっていましたよ」
- 行動の背景や気持ちを添えて伝えると、保護者の共感を得やすくなります

- 5W1H（いつ・どこで・誰が・何を・なぜ・どうやって）を意識すると◎

3. 写真・動画・掲示物などのツールを活用

- 保育ドキュメンテーション（写真＋コメント）で「見える保育」を実現
- ホワイトボードやアプリで「今日の活動」を共有
- 視覚情報は言葉以上に伝わる力があります

4. 家庭とのつながりを意識した伝え方

- 「おうちでも〇〇ちゃんは、こんなことしてますか？」と問いかける
- 「園ではこんな姿が見られました。ご家庭でも似たような場面ありますか？」と双方向のやりとりを促す
- 保育園と家庭の連携が深まり、保護者の安心感につながります

💬 伝え方のちょっとしたコツ

- **否定せず、肯定的な言葉を使う**：「まだ〇〇が難しいようです」ではなく「〇〇に挑戦しようとしています」
- **保護者の気持ちに寄り添う**：「お忙しい中ありがとうございます」「〇〇ちゃんの成長、私たちも嬉しいです」
- **送迎時の雑談を大切に**：短い会話でも積み重ねが信頼につながります

保護者に伝えることは、単なる報告ではなく「子どもの育ちを一緒に見守るパートナーシップ」の第一歩です

「幼児教育の最新の事情動向」

🌟 2025 年の幼児教育の最新動向

1. 保育政策の大きな転換

- **こども家庭庁による新方針**として、「誰でも通える保育制度」「保育 DX の推進」「インクルーシブ保育の強化」が掲げられています。
- 障害児や医療的ケア児の受け入れ体制の充実が柱の一つとなっており、地域ニーズに応じた専門職の配置や支援体制の強化が進められています。
- 私たち保育者は「遊びを通じた育ちの保障」「ひとりひとりの育ちの保障」を大事にとらえていく必要があります。保育所保育指針の改定に向けた議論も進行中です。

3. デジタルメディアとの関わり

- 民間調査によると、**週 5 日以上スマホを利用する幼児が 2 割近く**に達しており、保護者の育児支援におけるスマホ依存が課題となっています
- 専門家は「家庭でのルールづくり」や「親子の遊び時間の確保」が重要であると指摘しています。

4. 幼児教育の学びの質と方向性

- 2025 年の幼児教育は、従来の知識詰め込み型から、**非認知能力・STEAM 教育・デジタルと実体験の融合**を重視する方向へと大きく転換しています
- 「遊びを通じた探究」「協働的な学び」「創造性の育成」がキーワードとなっており、保育者の役割も「学びの伴走者」として再定義されています。
-

STEAM（スチーム）教育とは？

「STEAM」は、次の 5 つの言葉の頭文字を合わせた造語です：

頭文字	意味
S	Science（科学）
T	Technology（技術）
E	Engineering（工学）
A	Art（芸術）
M	Mathematics（数学）

この 5 つの分野をバラバラではなく、**つなげて学ぶ**ことで、子どもたちが「自分で考え、工夫し、つくり出す力」を育てる教育のことです

どんなことをするの？

たとえば、こんな活動があります：

- **理科の実験**で「なぜ？」を考える
- **プログラミング**でゲームやロボットを作る
- **絵や音楽**で自分のアイデアを表現する
- **算数**で形や数のしくみを見つける

これらを組み合わせて、「自分で考えて、やってみる」ことを大切にします。

どうして大事なの？

- AI やロボットが活躍する未来では、「決まった答え」よりも「新しい考え」が求められます。
- STEAM 教育は、**自分で考える力・伝える力・協力する力**を育てるための方法です
- 文部科学省も「Society 5.0（未来の社会）」に向けて、STEAM 教育を進めています

「文部科学省による『Society 5.0（未来の社会）』について、少し解説します。

Society 5.0 とは？

Society 5.0（ソサエティー5.0）は、日本が目指す未来の社会の姿です。これは、**AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）などの先端技術を活用して、すべての人が快適で幸せに暮らせる社会をつくる**という考え方です。

これまでの社会の進化は以下のように整理されています

Society 1.0：狩猟社会

1. **Society 2.0**：農耕社会
2. **Society 3.0**：工業社会
3. **Society 4.0**：情報社会
4. **Society 5.0**：超スマート社会（情報と技術が人に寄り添う社会）

Society 5.0 の特徴

- **人中心の社会**：技術が人を支える。AI やロボットが人の生活を助ける。
- **課題解決型社会**：少子高齢化、地方の過疎、災害などの社会課題を技術で解決。
- **誰もが活躍できる社会**：年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが自分らしく生きられる。

文部科学省の取り組み

文部科学省は、Society 5.0 を実現するために、以下のような教育や研究を進めています：

- **STEAM 教育の推進**：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術（Arts）、数学（Mathematics）を組み合わせた教育。
- **リスキリング（学び直し）支援**：社会人が新しい技術や知識を学び直す機会を提供。
- **デジタル人材の育成**：AI やデータサイエンスを活用できる人材を育てる。

わかりやすい例

例えば、AI が子どもの学習状況を分析して、ひとりひとりに合った教材を提供したり、ロボットが高齢者の生活をサポートしたりする社会です。これにより、「**誰もが取り残されない**」社会を目指しています。

保育や幼児教育でも生かすことができます。

幼児期では「遊び」を通して STEAM の考え方を取り入れて保育を行っていくこともよいでしょう。

- 例：積み木で建物を作る → 工学（E）
- 絵を描いて気持ちを伝える → 芸術（A）
- 水遊びで浮く・沈むを試す → 科学（S）

こうした活動を通して、「やってみたい！」という気持ちを育てることが大切です。

5. 社会的課題への対応

- 保育現場では、**保護者支援・虐待対応・多様な価値観への対応**が重要課題として取り上げられています
- 保育者が保護者と信頼関係を築き、社会的孤立や不安を抱える家庭への支援を行うことが求められています。

幼児の外遊びに関する最新の全国調査（2023 年度）

2023 年 11 月に笹川スポーツ財団が実施した全国調査（3～6 歳の幼児を対象に「園外での運動実施状況」）

主な調査結果と傾向

- **外遊びの頻度：**
 - 平日に「まったく外遊びをしない」幼児は 46.6%、週に 1 日も外遊びをしない幼児は 8.1%にのぼる
 - 外遊び時間が「30 分以上」の幼児は全体の約 30%にとどまり、半数近くが「0 分」と回答。
- **基本的な動きの経験不足：**
 - 幼児の 7 割が「物を打つ動き」、6 割が「逆さまになる動き」を十分に経験していない
 - バランス系や操作系の動き（例：平均台、ボール操作など）の経験も限られている。
- **生活習慣との関連性：**
 - 運動頻度が高い幼児ほど、スクリーンタイム（テレビやタブレットなど）が短い傾向がある。
 - 親子で一緒に体を動かす頻度が高い家庭ほど、幼児の外遊び時間が長く、社会性（協力行動や他者への思いやり）も高い傾向が見られる

外遊びの重要性と課題

- 幼児期は「走る」「跳ぶ」「投げる」などの基本的な動作を習得する重要な時期であ

り、外遊びはこれらの動きを自然に経験する機会を提供します。

- 外遊びの不足は、体力・運動能力の低下だけでなく、社会性や情緒面の発達にも影響を及ぼす可能性があります。
- 調査では、家庭や地域での外遊び機会の確保が課題とされ、親子での運動機会を支援する取り組みの重要性が強調されています

子どもの視力低下と外遊びの関係：最新研究のポイント

1. 視力低下の現状と原因

- 文部科学省の 2024 年度調査では、裸眼視力 1.0 未満の割合は小学生で 36.84%、中学生で 60.61%、高校生で 71.06%と、年齢とともに増加傾向にあります
※幼児教育の分野においては三才以上の子どもを対象として考えておりますが、年長児はすぐ小学校に移行して行くことを考えれば、小学生で 1/3 以上の学童が裸眼視力 1.0 未満という実態について、幼少期から園で家庭で予防・注意できることについて心を配り考えていくことが必要です。
- 主な原因として、スマートフォンやタブレットなどのデジタル機器の長時間使用が挙げられています。

2. 外遊びの効果と研究成果

外遊びによる近視予防効果

- **太陽光（特にバイオレットライト）を浴びることが**、近視の進行を抑える効果があるとする研究が、台湾・オーストラリア・日本などで報告されています
- **屋外活動が 1 日 2 時間以上ある子どもは**、近視の発症率が低い傾向にあることが実証されています。

※東京都保育士等キャリアアップ研修に参加受講の皆様におかれましては、首都圏で屋外の保育活動を行うことの難しさを課題とされている園も多いことと思いますが、極力外遊びを保育計画に取り入れること等を行うことで、子どもの目の健康だけでなくその他運動不足が言われて久しい子どもたちの健康バランスを保つことの助けともなります。

京都大学の研究成果

- 京都大学の研究グループによるシステマティックレビューでは、「屋外活動時間の増加が近視発症の予防に有効である」との結論が示されています

文部科学省の啓発資料

- 文科省は「30cm・30 分・20 秒ルール（近くを見るときは 30cm 以上離し、30 分に 1 回は 20 秒以上目を休める）」とともに、「屋外活動の推奨」をしています
-

📺 子どもの近視増加の現状

進行抑える国内初の目薬も処方開始

近視の進行を抑えるための新薬が国内で初めて承認され、眼科で処方が始まったことが報告されています

- 「外遊び2時間を取り入れることで、視力低下の予防に役立つ可能性があることが研究されています。また外遊びで得られる「バイオレットライト」も目に良いことがわかっています。そのほか、「クロセチン（抗酸化成分）」の摂取」など、近視予防に関する複数の研究成果が紹介されています。

📄 保育現場では特に 6 月頃から 9 月頃までの暑さが厳しいころには、熱中症などの心配から屋外遊びが少なくなる傾向にあることでしょう。少しでも工夫をしながら外遊びが極端に少なくならないよう、目の健康にも配慮されたバランスの良い保育計画を行うように致しましょう。

項目	内容
視力低下の傾向	小学生の約 4 割が裸眼視力 1.0 未満。年齢とともに増加。 👁️ 幼児期の視力低下の現状 令和 6 年度の文部科学省「学校保健統計調査」によると、 裸眼視力 1.0 未満の子どもの割合が年々増加 しており、特に小学生以降で顕著ですが、 <u>5 歳児でもすでに約 25%が視力 1.0 未満</u> という結果が出ています ※この傾向は、スマートフォンやタブレットなどの 近距離での画面注視の習慣化 が主な要因とされており、外遊びの減少やオンライン学習の常態化も影響しています。
主要因	デジタル機器の長時間使用、屋外活動の減少。
効果	外遊びによる太陽光（バイオレットライト）による近視予防効果が実証。
推奨活動	1 日 2 時間以上の屋外活動、 30cm・30 分・20 秒ルールの実践。
新対策	国内初の近視抑制目薬の処方開始。

「幼児期の運動指針」について

幼児期の運動指針の全文を読み進めるのは難しいかもしれませんが、保育現場において幼児教育のリーダーとして先生方には、ぜひ幼児期の運動の大切さについて改めて考えてい

いただき同時に保育計画などを改めて見直してみましょう。

幼児期の運動指針の概要

文部科学省が策定した「幼児期運動指針ガイドブック」は、幼児期（主に3歳～6歳）における運動の重要性とその実践方法を示したものです。目的は、子どもが健やかに育つための「からだづくり」と「こころの育ち」を支えることです。

指針の基本的な考え方

1. **運動は遊びの中で自然に育まれるもの**
 - 幼児期の運動は「遊び」を通じて行われるのが理想です。
 - 走る、跳ぶ、登る、転がるなどの基本的な動きが、心身の発達に直結します。
2. **多様な動きの経験が重要**
 - 一つの運動に偏るのではなく、さまざまな動きを経験することで、バランスの取れた発達が促されます。
3. **子どもの「やってみたい」を尊重する**
 - 自発的な挑戦を支える環境づくりが大切です。
 - 大人が「やらせる」のではなく、子どもが「やってみる」ことを応援します。

発達との関係

- 幼児期は運動能力だけでなく、社会性や感情、認知機能も急速に発達する時期です。
- 運動を通じて「協調性」「自己肯定感」「集中力」などが育まれます。

環境づくりのポイント

- 安全で自由に動ける空間（園庭、公園、室内など）
- 年齢や発達段階に応じた遊具や道具
- 大人の見守りと適切な声かけ

ぜひ、文部科学省「幼児期運動指針ガイドブック」に目を通し、現場で活かしましょう。

幼児期の保育・教育において必要な保護者支援

1. 保護者支援の重要性と背景

- 現代の保護者は「子育て力」に不安を抱える人が増えています。
- 保育者は、保護者の不安や悩みに寄り添いながら、子どもの最善の利益を中心に据えた支援を行うことが求められています。

2. 保護者支援の具体的な視点と方法

✔ 対策と支援の違い

- 「対策」は問題が起こる前に備えること、「支援」は保護者の力を補い助けること。
- 保育者は両方の視点から保護者に関わる必要があります

✔ 保護者支援の目的

- 子どもの健やかな育ちを保障すること。
- 保護者との信頼関係を築き、継続的な支援につなげること。

✔ 実践例

- 体調不良の子どもに対して早めのお迎えをお願いする際、保護者の事情を配慮しつつ、子どもの健康を最優先に伝える工夫
- 保護者の「できないこと」ではなく「できること」に注目し、前向きな関わりを促す

3. 保護者支援をめぐる社会的課題

- 厚生労働省の報告によると、児童虐待の相談対応件数は年間約 20.7 万件に達し、特に 0 歳児・3 歳未満児が死亡事例の 6 割以上を占めています
- 保護者が孤立しやすい環境や、育児経験の乏しさが背景にあるとされ、地域支援センターや相談窓口の整備が進められています。

4. デジタル時代の保護者支援

- 民間調査では、週 5 日以上スマホを使わせている保護者が 2 割近くに上ることが判明
- 専門家は「家庭でのルールづくり」や「親子の遊び時間の確保」が重要と指摘しています。

5. 政府の新施策「子ども・子育て支援加速化プラン」(2025 年 4 月～)

- 妊娠期から切れ目なく支援する「包括的支援事業」や、「こども誰でも通園制度」の創設などが本格始動
- 保育者の配置基準の改善や、育休支援金制度の拡充など、保護者支援の環境整備が進められています

小学校就学前 の 保育幼児教育に必要なことについて、考えてみましょう

小学校就学前に必要な保育・幼児教育の基本視点

1. 子どもの「育ち」に必要な資質・能力

文部科学省の保育所保育指針では、就学前に育てたい力として以下の 3 つが示されています

- **知識・技能の基礎**：豊かな体験を通じて「感じる・気づく・わかる・できる」力
- **思考力・判断力・表現力の基礎**：考えたり、試したり、工夫したりする力
- **学びに向かう力・人間性など**：意欲・態度・感情の育ち

これらは、遊びや生活の中で自然に育まれるものであり、保育者の関わり方が重要です。

2. 保育者の専門性と支援体制の強化

- 保育者が「事例・知識」を共有し、現場の実情に即した実践力を高めることが求められています
- 保育者が保護者支援にも積極的に関わり、信頼関係を築くことが子どもの育ちに直結します。

3. 保護者支援と家庭との連携

- 保護者の思いや生活背景を理解し、24 時間の生活視点で支援することが大切です。
- 保育所等は、保護者の安心・安全を支える場として機能することが求められます。

4. 最新の政策・研究動向（2025 年）

✔ 政府の新方針

- 「こども誰でも通園制度」や「包括的支援事業」など、妊娠期から就学前まで切れ目ない支援が進められています

✔ OECD 白書（Starting Strong 8）

- 幼児教育の質と包摂性を高める政策への転換が国際的に求められており、日本もその方向性に沿った改革を進めています

✔ ベネッセ教育総合研究所調査

- 保育者の専門性向上が課題であり、学び合いの機会や組織的な支援体制の整備が重要とされています

✿ 実践における重要ポイント

領域	内容
保育内容	遊び・生活を通じた体験重視。知識の詰め込みではなく「感じる・考える・表現する」力の育成。
保育者の役割	子どもの育ちを支える「伴走者」として、専門性と感性の両立が求められる。
支援	保護者の不安や悩みに寄り添い、家庭との連携を深める。
環境構成	安全で多様な体験ができる空間づくり。個別性への配慮。

領域	内容
連携	社会的連携では、地域・医療・福祉との連携を通じた包括的支援体制の構築。

🌸 児童虐待の背景にある社会的要因

- 共働き家庭の増加や核家族化により、育児の孤立感が強まっている
- 保護者が育児に不安を抱え、周囲に相談できる人がいないケースが多く見られます
- 保育現場でも人手不足により、保育士 1 人が多くの子どもを担当する状況が続いており、急かす・叱るなどの不適切な対応が虐待に繋がる可能性も指摘されています

🔧 対策と支援の方向性

✅ 法制度と行政の取り組み

- 「児童虐待の防止等に関する法律」により、虐待の禁止・予防・早期発見・対応が明記されています
- こども家庭庁は「^{ほうかつてき}包括的支援事業」や「子育て支援センター」の整備を進め、保護者支援を強化しています

✅ 保育現場での対応

- 保育者は保護者の状況を理解し、子どもの最善を考えた対応が求められます。
- 保育者が保護者に対して「わかりやすく・共感的・可視化された」伝え方をすることが大切です

👤 令和 5 年度（2023 年 4 月～2024 年 3 月）

児童虐待相談の状況 ※2025 年 7 月現在最新は令和 5 年度データです

📊 全体の件数

- 全国の児童相談所に対応した児童虐待の相談件数は 225,509 件でした。
- 前の年（令和 4 年度）よりも 10,666 件増えて、5.0%の増加となりました

🔍 増えている理由

- 心理的虐待（ことばの暴力や無視など）が特に増えていて、134,948 件（前年度より+6,834 件）でした。
- 警察や学校などからの通報も増えていて、116,649 件（前年度より+4,338 件）でした。
- これは、虐待に対する社会の意識が高まり、「気づいて知らせる」人が増えたことも関係しています

※私たち保育現場では長時間子どもを保育している特性から、子どもや保護者の小さな変化から、虐待に気づくという役割も担っています。特に3歳以上児にあっては少しずつ会話・表現も増えてくる時期であります。保育活動の中で子どもの小さな変化も見逃さない細やかな保育に努めましょう。



虐待の種類と割合（参考）

虐待の種類	内容の例
心理的虐待	無視する、怒鳴る、脅すなど
身体的虐待	たたく、蹴る、つねるなど
ネグレクト（育児放棄）	ごはんを与えない、病院に連れて行かないなど
性的虐待	子どもにふさわしくない行為をする

令和5年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数

福祉行政報告例を基にこども家庭庁において作成

○児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移・・・・・・・・・・1頁

○児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、児童相談所設置自治体別）2頁

○児童相談所における児童虐待相談対応件数の虐待種別件数の推移・・・・・・・・・・3頁

○児童相談所における児童虐待相談対応件数の経路別件数の推移・・・・・・・・・・4頁

※ なお、令和3年度以前の児童相談所における虐待相談対応件数については、今後自治体に記入要領上件数に含めないこととされている事案が計上されていないかなど実態把握を依頼する予定であり、その結果によって変わる可能性があります。



幼児期の子どもが特に危険

※この度東京都保育士等キャリアアップ研修にご参加の先生方におかれましては、とりわけこの科目幼児教育において幼児期の子どもが特に危険であるといった現状を丁寧にとらえ、保育をする必要があります。

- 虐待による死亡事例では、**0歳～3歳の子どもが6割以上**を占めています。
- 特に**0歳児が最も多く**、育児の不安や孤立が背景にあると考えられています。

今後の対策

- こども家庭庁は、妊娠期からの「切れ目ない支援」や、保育所・地域との連携を強化しています。
- 保育者や地域の人が「気づいて声をかける」ことが、子どもを守る第一歩になります。

「幼児期の子どもを持つ家庭の貧困に関する実際」

幼児期家庭の貧困の現状（2025年）

出生数の減少と経済的困難

- 2024年の出生数は**68万人余り**と、初めて70万人を下回りました
- 若い世代の所得が伸び悩み、子育てにかかる費用負担が重くなっていることが背景にあります。
- 特に **3歳未満の子どもを育てる家庭**では、経済的に困難な状況にある割合が高く、支援が必要とされています

※東京都保育士等キャリアアップ研修にご参加受講の先生方におかれましては、とりわけ幼児教育のリーダーとして、特に三歳未満の子供を育てる家庭に経済的な困窮を示している割合が高いということを常に念頭に置いた保護者支援をおこなっておく必要があります

幼児期の貧困が子どもに与える影響

- 幼児期は心と体の発達が著しい時期であり、**貧困による生活環境の不安定さ**が、子どもの情緒・社会性・学習意欲に影響を及ぼす可能性があります。
- 孤立した育児環境が保護者の精神的負担を高め、子どもとの関係にも影響することが指摘されています

政府・自治体の支援策（2025年）

所得支援と教育費軽減

- 子育て世帯への**大学授業料・入学金の減免**や、児童手当の所得制限撤廃などが進められています
- 自治体による**結婚支援センターの運営**や、若年層のライフプラン支援も少子化対策の一環として強化されています。

地域支援と保育所の役割

- 保育所が地域の「子育て支援拠点」として機能し、保護者との協働による支援体制の構築が進められています

- ・ 保育者が保護者の不安に寄り添い、信頼関係を築くことの重要性を改めて確認しましょう。

—乳幼児を育てる経済的に困難な状況にある 480 世帯対象—

経済的に困難な状況にある世帯の 乳幼児の生活状況調査

2025 年 2 月

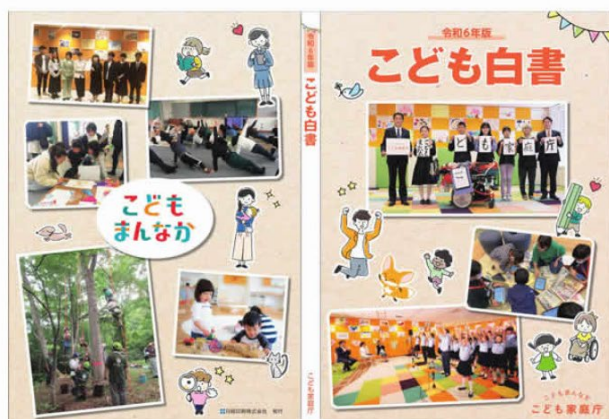
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン



◎「子ども家庭庁 こども白書」にも、目を通しておきましょう。とりわけ、**幼児期に関する記述部分について、一緒に考えていきましょう。**

令和6年版こども白書

「令和5年度 我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況」（令和6年版こども白書）（令和6年6月21日閣議決定・国会提出）



😊 幼児期に関する記述の要約（令和7年版 こども白書より）

1. 幼児期の重要性和課題

幼児期は**心身の発達**が著しい時期であり、生活環境の安定が子どもの**情緒・社会性・学習意欲**に大きく影響することが強調されています。特に**貧困や孤立した育児環境**は、保護者の精

神的負担を高め、子どもとの関係性にも悪影響を及ぼす可能性がある」と指摘されています

2. 政府・自治体の支援施策

令和7年版では、以下のような支援が紹介されています

- **所得支援と教育費軽減**：大学授業料・入学金の減免、児童手当の所得制限撤廃など。
- **地域支援と保育所の役割強化**：保育所が「子育て支援拠点」として機能し、保護者との協働による支援体制の構築。
- **保護者支援の強化**：信頼関係の構築を重視し、保護者の不安に寄り添う支援が求められている。

3. 幼児教育・保育の質向上

保育所や幼稚園、子ども園では、**遊びを通じた総合的な保育**が推進されており、特に幼児期にふさわしい体験を通じて、子どもの**健康・人間関係・環境・言葉・表現**などの領域を育むことが重要とされています

4. 保育者の役割と専門性

保育者には、子どもの発達や家庭環境を理解し、**共感的な関わり**を通じて子どもの育ちを支える専門性と倫理観が求められています

5. 地域との連携と支援体制

地域の公園や支援センターなどを活用した「公園デビュー」など、**地域とのつながりを促進する取り組み**も紹介されており、孤立を防ぐための環境づくりが進められています

このように、令和7年版こども白書では、幼児期の発達支援と保護者支援の両面から、子どもが健やかに育つ社会の構築を目指す政策が体系的に示されています。

尚、保育所などに求められている機能として地域の子育て支援も掲げられていますね。小学校就学前の保護者に支援をする際にも保育園の中だけの内容に止まらず

小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度など新しく国が設けている制度についても目を向けておきましょう

小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度には、以下のようなものがあります

これらの制度は、育児と仕事を両立させるための支援を目的としています。

- **養育両立支援休暇**：3歳から小学校入学前の子どもの育てる従業員が取得できる休暇で、年間10日以上取得可能で、原則時間単位での取得が可能です。
- **育児目的休暇**：育児に関する目的で利用できる休暇制度で、企業の努力義務として設けられています。具体的には、子どもの病気看護や行事参加のための休暇が含まれます。

- 小学校就学前の子が 1 人の場合、年 5 日、2 人以上の場合は年 10 日の休暇が取得可能です。